

議案第30号

天理市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について  
天理市固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年4月22日提出

天理市長 並 河 健

天理市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例  
天理市固定資産評価審査委員会条例（昭和29年8月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「押印」を削る。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項中「押印」を削る。

第9条第2項及び第11条第2項中「押印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の天理市固定資産評価審査委員会条例の規定は、この条例の施行の日以後に作成及び受領した文書から適用し、同日前に作成及び受領した文書については、なお従前の例による。